

# 岐阜県公報

第二千九百九十六号  
平成三十年十一月六日

(火曜日)

## 目次

告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始

(道路維持課) 六九七  
(同) 七〇〇

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 七〇一

## 告 示

岐阜県告示第五百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 員(メートル)	備 考
県道	萩原線	下呂市萩原町山之口字カ シヤ一八一一番二地先か ら	前	九七 三・四	一八九 一	
		同 市同 町同 字同 一八二番七地先ま で	後	一〇六 三・四	一八九 一	

岐阜県告示第五百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県土整備部道路維持

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
(ときは翌日)

平成三十年十一月六日

課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
明	金	山	宝	下呂市金山町野原字前 平八二三番四三三 地先から	同	市	同	一〇・九 四・七	七四・六	七四・六			
後	前	別	後	同	市	同	一〇・九 四・七	七四・六	七四・六				
		ル	メ	同	市	同	一〇・九 四・七	七四・六	七四・六				
		ル	メ	同	市	同	一〇・九 四・七	七四・六	七四・六				

岐阜県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
明	金	山	宝	下呂市金山町野原字小 松平六番五三三 地先から	同	市	同	一〇・九 四・七	九三・二	九三・二			
後	前	別	後	同	市	同	一〇・九 四・七	九三・二	九三・二				
		ル	メ	同	市	同	一〇・九 四・七	九三・二	九三・二				
		ル	メ	同	市	同	一〇・九 四・七	九三・二	九三・二				

岐阜県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
一	般	二	百	下呂市野尻字押出ケ洞一 九七六番一 地先から	同	市	同	二七・四 三三・〇	五・四	五・四			
後	前	別	後	同	市	同	二七・四 三三・〇	五・四	五・四				
		ル	メ	同	市	同	二七・四 三三・〇	五・四	五・四				
		ル	メ	同	市	同	二七・四 三三・〇	五・四	五・四				

岐阜県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
一	般	二	百	下呂市野尻字押出ケ洞一 九七六番一 地先から	同	市	同	二七・四 三三・〇	五・四	五・四			
後	前	別	後	同	市	同	二七・四 三三・〇	五・四	五・四				
		ル	メ	同	市	同	二七・四 三三・〇	五・四	五・四				
		ル	メ	同	市	同	二七・四 三三・〇	五・四	五・四				

一般国道	二百五十七号	下呂市宮地字梅原ケ平一 九六四番三地从先から 同市同字梅原一九一 八番二地先まで	前 二四・七 二五・八	後 二五・四 二七・三	前 三六・六	後 三六・六
------	--------	---	-------------------	-------------------	-----------	-----------

岐阜県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	明金山線	下呂市金山町岩瀬字石場 石三六八五番五地先から 同市同町野原字小 松平六番八地先まで	前 三・四 三・二	後 三・七 三・〇	前 九・〇	後 九・〇

岐阜県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	萩原線	下呂市萩原町山之口字曲 ら下木一七九七番一地从先か り同市同町同字ス まで同市同町同字ス 一七六六番四地先	前 六・一 一四・五	後 七・五 一九・六	前 三三・七	後 三三・七

岐阜県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	門和佐戸線	下呂市焼石字板洞二六八 二番一地从先から 同市同字同二二三 四番三地从先まで	前 二・一 一四・八	後 二・三 一五・〇	前 二〇・六	後 二〇・六

岐阜県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考			
県道		名下丸山線		下呂市馬瀬西村字下野一 一五四番四一地先から 同 市同 字同 一 一五四番四一地先まで		後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	七〇〇	七〇〇	二〇・一	二〇・九	七〇〇	

岐阜県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考			
県道		洞田口線		下呂市蛇之尾字丸尾山八 三一番六地先から 同 市同 字同 一 五一番五地先まで		後	前	ル(メートル)	ル(メートル)	一九九	一九九	二〇・二	二四・六	一九九	

岐阜県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長		供用開始の期日		備考	
県道		洞田口線		下呂市蛇之尾字丸尾山八三 一番六地先から 同 市同 字同 一 番五地先まで		ル(メートル)	八五一	平成 三〇・一・六	平成 三〇・二・六	決定又は 変更の 年月日 の告示 （ほかに）	区域又は 決定又は 変更の 年月日 の告示 （ほかに）

岐阜県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長		供用開始の期日		備考	
道の種類		路線名		区 間		ル(メートル)	の 期 日	の 期 日	決定又は 変更の 年月日 の告示 （ほかに）	区域又は 決定又は 変更の 年月日 の告示 （ほかに）	備考

県道	
名下丸山線	
下呂市馬瀬西村字下野一一五 四番四一地从先から	
同市同字同一一五 四番四二地先まで	
七〇〇	
平成 三〇・二・六	
平成 三〇・二・六	

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十一月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年十月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パローショッピングセンター土岐店

土岐市肥田浅野梅ノ木町一丁目二三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

（変更前）株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 外五者

多治見市大針町六六一番地の一

（変更後）株式会社パロー 代表取締役 田代 正美 外四者

多治見市大針町六六一番地の一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十一月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年十月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロー富加店・V・drug富加店

加茂郡富加町大字羽生字山崎二一七二番四 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）パロー富加店

（変更後）パロー富加店・V・drug富加店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代 正美

恵那市大井町一八〇番地の一

(変更後) 株式会社バローホールディングス 代表取締役 田代 正美

恵那市大井町一八〇番地の一

中部薬品株式会社 代表取締役 高巢 基彦

多治見市高根町四丁目二九番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バロー 代表取締役 田代 正美

多治見市大針町六六一番地の一

(変更後) 株式会社バロー 代表取締役 田代 正美

多治見市大針町六六一番地の一

中部薬品株式会社 代表取締役 高巢 基彦

多治見市高根町四丁目二九番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十一月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年十月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社バローホールディングス

三 建物の名称及び所在地

バローショッピングセンター土岐店

土岐市肥田浅野梅ノ木町一丁目三番地 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 五七四台

(変更後) 三三四台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 三六台

(変更後) 四五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 一八箇所

(変更後) 六箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年十一月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年十月二十五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パローホールディングス

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロー富加店・V・drug富加店

加茂郡富加町大字羽生字山崎二二七二番四 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一六七台

(変更後) 一三九台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 七〇台

(変更後) 四九台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 二四〇平方メートル

(変更後) 二四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 四九立方メートル

(変更後) 四四立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 六箇所

(変更後) 五箇所

平成三十年十一月六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社